

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県公安委員会

委員長 諸 隈 博 子

佐賀県公安委員会規則第五号

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則

佐賀県公安委員会事務決裁等規則(平成十五年佐賀県公安委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号)に規定する事務の項中「第2条の第5の項」を「第2条の第6の項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。